

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十七号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める理由）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、任命権者等がやむを得ないと認めるもの</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第十一条 条例第十条第一項の申出は、別記様式第四号による受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて任命権者等に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなければならぬことによつてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内になければならない。</p> <p>4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の理由を証明することができる書類を添えないことのできる書類を添えない。</p>	<p>（条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める理由）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、人事委員会がやむを得ないと認めるもの</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第十一条 条例第十条第一項の規定による申出は、別記様式第四号による受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票を添えて任命権者等に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなければならぬことによつてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第一項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内になければならない。</p>

5| 任命権者等は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に別記様式第五号による受給期間延長等通知書を交付しなければならぬ。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者等は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならぬ。

6| 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者等に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者等は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7| 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者等に提出しなければならない。

8| 前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書の規定は、第六項の場合について準用する。

（条例第十条第三項の人事委員会規則で定める事業）

第十一条の二 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十一条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者等が認めたもの

（条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員）

第十一条の三 条例第十条第三項の人事委員会

4| 任命権者等は、第一項に規定する申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に別記様式第五号による受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5| 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者等に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者等は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

一 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 受給期間延長通知書

二 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証又は退職票

6| 第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者等が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十一條の四 条例第十條第三項に規定する事業を開始した職員又は前条各号に掲げる職員の申出は、別記様式第四号による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第二項に規定する事業を開始した職員又は前条各号に掲げる職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて任命権者等に提出することによつて行うものとする。

2| 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第十條第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3| 任命権者等は、特例申出をした者が条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条各号に掲げる職員に該当すると認めるときは、その者に別記様式第五号による受給期間延長等通知書を交付しなければならぬ。この場合(第五項の規定により準用する第十一條第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者等は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4| 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者等に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者等は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5| 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合、交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十條第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合、交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

第十一條第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における

る特例申出に、第十一条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第十一条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号 (第11条, 第11条の4関係)

受給期間延長等申請書 (略)	
③ <u>この申請書を提出する理由</u>	イ <u>妊娠, 出産, 育児, 疾病, 負傷等により職業に就くことができないため</u> ロ <u>事業を開始等したため</u> 具体的理由 ()
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	(略)
⑤ <u>職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間</u>	(略)
職員の退職手当の支給に関する規則第11条第1項・第11条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。	
(略)	
(略)	

注意

- 1 (略)
- 2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは, 最大限3年間まで認められるものである。
- 3 (略)

改正前

様式第4号 (第11条関係)

受給期間延長申請書 (略)	
③ <u>職業に就くことができない理由</u>	
④ ③の理由が疾病又は負傷の場合	(略)
⑤ <u>職業に就くことができない期間</u>	(略)
職員の退職手当の支給に関する規則第11条第1項の規定により上記のとおり申請します。	
(略)	
(略)	

注意

- 1 (略)
- 2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは, ③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで, その期間が3年を超えるときは, 最大限3年間まで認められるものである。
- 3 (略)

様式第7号 (第15条関係)
(表面)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届				
(略)				
② 公共職業 訓練等に関する事項	(1) 種類	(略)	5 雇用保険法 第6条第5号 に規定する船 員の職業能力 の開発及び向 上に資する訓 練又は講習と して厚生労働 大臣が定める もの	6 <u>職業訓練の実施 等による特定求 職者の就職の支 援に関する法律 第4条第2項に 規定する認定職 業訓練</u>
			(略)	
(略)				

(裏面) (略)

様式第7号 (第15条関係)
(表面)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届				
(略)				
② 公共職業 訓練等に関する事項	(1) 種類	(略)	5 雇用保険法 第6条第5号 に規定する船 員の職業能力 の開発及び向 上に資する訓 練又は講習と して厚生労働 大臣が定める もの	
			(略)	
(略)				

(裏面) (略)

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、令和四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。